

# 令和6年度 旭川公共職業安定所期間業務職員募集要項⑤

## 1 募集職種

職業相談員(職業訓練・求職者支援分)、(人材確保支援分)

## 2 募集人員

各 1 名

## 3 学歴、年齢

不問

## 4 募集期間

令和6年2月20日(火)から令和6年2月27日(火)まで  
※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

## 5 就業場所

ハローワーク旭川 (旭川市春光町 10 番地の58)

## 6 各就業場所における就業時間

8:30～17:15の間の6時間30分

## 7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間240日(月平均20日)

日額 7,904円～8,892円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

## 8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

### (1) 職業相談員(職業訓練・求職者支援分)(1名)

#### 【業務内容】

- ・適正な職業選択及び就職後における職場への適応について、対象者の相談に応じ、必要な援助(一般的な職業相談及び職業紹介等)を行うこと。
- ・求職者マイページの開設に伴うスマートフォンやパソコンの操作支援
- ・ハローワークホームページの職業訓練情報の更新作業
- ・その他職業訓練に関する業務の円滑な実施のために必要な補助的事務

【必要な経験、免許・資格】

- ・公的職業訓練に関する業務について、深い関心と理解を有する方
- ・職業相談、職業紹介業務についての知識を有する方

(2) 職業相談員(人材確保支援分)(1名)

【業務内容】

- ・来所者に対する人材確保対策コーナーの支援内容の説明、必要な支援窓口への誘導
- ・初回来所者に対するプレ相談等の実施
- ・一般的な職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する事務(データ集計、メール送受信、パワーポイントでの資料作成など)
- ・求職者マイページの開設に伴うスマートフォンやパソコンの操作支援
- ・その他人材確保対策推進事業の円滑な実施のために必要な補助的事務

【必要な経験、免許・資格】

- ・労働市場に関する問題について深い関心と理解を有する方
- ・職業相談、職業紹介業務についての知識を有する方

## 9 その他

(1) 昇給等について

① 昇給

任期満了後翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与額が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える方あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(2) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者